

### 令和3年度市民税・県民税の主な改正点

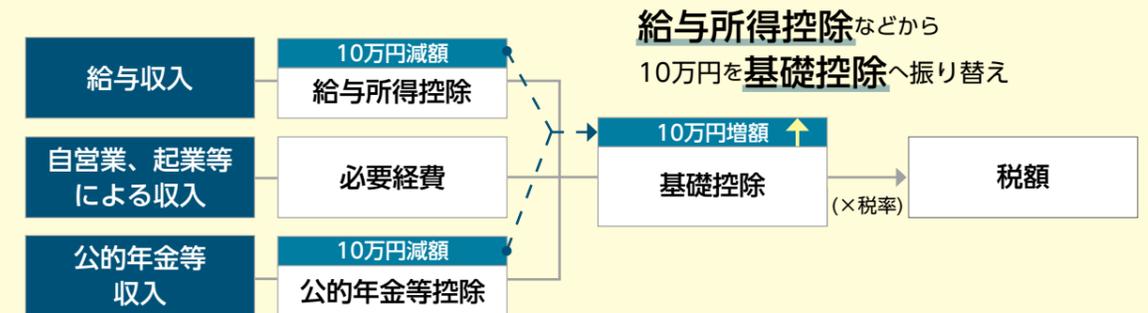
多様化する働き方に対応するため、税制が見直されました。今回の改正は、令和3年度(令和2年1月～12月の所得や控除)の市民税・県民税から適用されます。



問 ⑤市民税課

#### 💡 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振り替え

特定の収入にのみ適用される給与所得控除および公的年金等控除の控除額を一律で10万円引き下げ、どのような所得にも適用される基礎控除を10万円引き上げます。



#### 💡 各種控除の見直し

##### ◎ 基礎控除

基礎控除に適用要件が設定されます。合計所得金額が2400万円を超えると控除額が段階的に減額され、2500万円を超えると基礎控除の適用が無くなります。

##### ◎ 給与所得控除

給与所得控除の上限額が適用される収入は、1千万円超から850万円超に引き下げられます。また、給与所得控除の上限も220万円から195万円に引き下げられます。

##### ◎ 公的年金等控除

公的年金等以外の合計所得が1千万円を超えると、公的年金等控除が段階的に減額されます。また、控除額の上限は195万5千円となります。

#### 💡 所得金額調整控除の創設

介護や子育て世代の負担軽減のため、引き下げ幅が10万円の範囲となるよう給与所得の金額を調整します。

① 給与等の収入が850万円超で、本人または同一生計配偶者・扶養親族が特別障害者、または23歳未満の扶養親族を持つ人は、左のAの額を給与所得から控除します

② 給与所得と公的年金等雑所得の合計額が10万円を超える所得者は、左のBの額を控除します

- ①に該当する人の控除額  
A = {給与等収入額(1千万円超は1千万円) - 850万円} × 10%
- ②に該当する人の控除額  
B = 給与所得(10万円超は10万円)  
+ 公的年金等雑所得(10万円超は10万円) - 10万円

#### 控除とは？

所得などから金額を差し引くことです。控除の額が大きくなれば、税の負担が軽くなります。

#### 💡 未婚のひとり親への税制措置と寡婦(寡夫)控除の改正

婚姻歴の有無や性別にかかわらず生計を一にする子(前年総所得48万円以下)を有する単身者(前年合計所得500万円以下)に適用されるひとり親控除を創設します。

性別	配偶関係	ひとり親控除額	
		令和2年度まで	令和3年度以降
女性	死別・離別	30万円	30万円
	未婚	なし	
男性	死別・離別	26万円	
	未婚	なし	

また、ひとり親に該当しない寡婦(扶養親族がいない死別の寡婦、子以外の扶養親族を持つ死別・離別の寡婦)には引き続き控除額26万円が適用されます。なお、ひとり親と同様に所得制限(前年合計所得500万円以下)があります。

#### 💡 扶養親族等の合計所得金額要件などや非課税限度額の改正

基礎控除の10万円引き上げに伴い、扶養親族とするための合計所得金額の要件や、非課税限度額(市・県民税が課税されない所得の上限)も同時に改正されます。

##### ◎ 扶養親族等の合計所得金額要件などの改正

要件	令和2年度まで	令和3年度以降
同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額	38万円以下	48万円以下
配偶者特別控除に係る配偶者の合計所得金額	38万円超123万円以下	48万円超133万円以下
勤労学生控除の合計所得金額	65万円以下	75万円以下
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例(必要経費の最低保障額)	65万円	55万円

##### ◎ 非課税限度額の改正

要件	令和2年度まで	令和3年度以降	
障害者、未成年者、寡婦(令和3年度以降はひとり親を含む)の非課税限度額の合計所得金額	125万円以下	135万円以下	
均等割の非課税限度額の合計所得金額	同一生計配偶者、扶養親族がない人	32万円	42万円
	同一生計配偶者、扶養親族がある人	32万円×人数(配偶者+扶養親族+1)+18万9千円	32万円×人数(配偶者+扶養親族+1)+28万9千円
所得割の非課税限度額の総所得金額	同一生計配偶者、扶養親族がない人	35万円	45万円
	同一生計配偶者、扶養親族がある人	35万円×人数(配偶者+扶養親族+1)+32万円	35万円×人数(配偶者+扶養親族+1)+42万円